

うつ診療充実強化研修について

1 事業目的

地域の一般医が、うつ状態にある患者等を早期に発見し、精神科専門医療機関等への受診勧奨や、うつに対する治療等を行うことにより、症状の重症化を回避するとともに、ひいては自殺の未然防止を図ることを目的として、うつ診療の充実強化を図る。

2 実施主体

東京都

3 実施方法

東京都医師会に委託実施（地区医師会単位等で、精神科医を講師に研修会開催）

4 事業概要

うつ病は精神症状以外に身体症状が出ることも多く、内科等のかかりつけの医師を初めに受診することが多い。一般医がうつ病に関する知識を持つことで、自殺の要因の早期発見、早期対応を行い、自殺未然防止の対応が期待できることから、一般医を対象に研修を実施する。

平成19年度に都単独事業として開始したが、平成20年度から国庫補助事業となり、全国的に実施されている。

5 研修内容

- ・自殺予防に関する知識
- ・適切なうつ病診療の知識と技術（抗うつ薬の使い方と注意点など）
- ・精神科等の専門の医師との連携方法（専門医にバトンタッチするタイミングなど）
- ・家族からの話や悩みを聞く姿勢等

6 対象

一般医

7 参考

実績は別紙のとおり